

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和6年9月30日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 201会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕  
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳  
7番 海山 貞佳 8番 川添 誠司 9番 小林 幸男  
10番 里見 廣治 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇  
14番 中井 弘 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴  
17番 濱堀 秀規 18番 林 博子 19番 藤江 厚子  
20番 向 栄治

欠席委員 11番 杉本 英昭

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 1件  
議案第4号 買受適格証明願について 1件  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
利用権設定(農地中間管理機構) 5件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 1件  
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 1件  
⑤ 使用貸借解約について 1件  
⑥ 非農地証明願について 4件  
⑦ 地目照会について 1件

事務局長                    それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年9月の農業委員会を始めさせていただきます。はじめに、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長                    <挨拶>

事務局長                    ありがとうございます。  
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは、進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長                    議事は着座にて進行させていただきます。  
議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。  
議事録署名人は、14番 中井委員さん、16番 西川美鈴委員さんをお願いいたします。

それではこれより、議案に基づき議事の進行をしてまいります。  
『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長                <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件>  
・申請番号1～6について申請内容説明

大西会長                    次に、地元委員さんからのご意見をいただきます。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員                    9番。借人は大麻町と北島町でケールやじゃがいもなどの野菜を栽培している法人です。  
申請地は、大正橋のふもとに位置する農地です。今年の4月に今回の申請地に隣接する農地について賃貸借契約を結んでいます。本申請の許可後は隣接する農地と一体的にケールを栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長                    ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

大西会長                    無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

井上委員                    4番。譲受人は大麻町や阿波市、石井町で水稻とスタヂを栽培している農家です。  
申請地は、霊山寺の東側に位置する農地で、今年の3月に同じ所有者から隣接する農地を購入していましたが、今回は残りの農地について売買するものです。現在は柿が植えられており、取得後も引き続き柿を栽培する計画となっています。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番・4番について、地元委員さんからのご意見を願います。

向委員 20番。申請番号3・4。  
▲▲氏所有の申請地は、三角形に出っ張っている部分があり、耕作がしにくい状況でした。今回、●●氏より自宅敷地と農地を地続きにしたいので、三角形の部分を取得したいとの申し出があり、隣接する各々の農地を同面積になるよう分筆を行い、交換することとなりました。  
申請地は、どちらも甘藷が栽培されています。  
交換後も現在の作物を続ける計画であることから、周辺農地への影響もなく、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議願います。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番・4番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番・4番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号5番について、私の案件ですので意見を述べさせていただきます。

申請番号5番。譲受人は北灘町で水稻を栽培している農家です。  
申請地は、譲受人の自宅裏に位置します。  
譲渡人は十分な労働力を確保できず農地の管理が難しい状況となりましたが、このたび売買の話がまとまり本申請に至りました。  
取得後は自家消費用にトマトやナスなどの野菜を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可問題無しと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

申請番号5番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。  
申請番号6番も私の案件でございますので、説明させていただきます。

申請番号6番。譲受人は北灘町で水稻を栽培している農家で、譲渡人とは親戚関係にあります。

譲渡人は十分な労働力を確保できず、農地の管理が難しい状況となっていたため、これまで隣接する農地を所有している譲受人があわせて管理を行っていました。このたび売買の話がまとまり、本申請に至りました。

取得後は周りの農地と一体的に水稻を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請について、許可問題無しと考えます。

申請番号6番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

井上委員

4番。借人は、アパートで妻、子と3人で生活していますが、子どもの成長とともに手狭になってきており持ち家を構えたいと考えていました。今後、貸人である父親や母親の面倒をみることや農作業の手伝いを考えると、実家の隣接地である申請地に住宅を建てるのが最適であると考えたため今回の申請となりました。

事業計画では、南側は道路であり北側、東側、西側は貸人である父親の所有地であることから、基本的には被害は及ばないと考えられます。万一、周囲に被害を及ぼした場合は申請者にて対応します。

排水については、合併処理浄化槽を経由したのちに西側道路側溝へ排水することとしており、地元用水組合の同意を得ています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長

申請地は、桧橋から北へ約700mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

今回、住宅を建築するにあたり調査していたところ、申請地について貸人の父親が農地法上の手続きを行わず、倉庫・事務所を建てていたことが判明したため、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                    それでは申請番号1番について許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

大西会長                    無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

竹村委員                    13番。譲渡人は、申請地の維持管理が難しく土地の管理について検討していたところ、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、ソーラーパネルを841枚設置、491.985kWの発電出力が見込まれております。  
太陽光発電施設の周囲にフェンスを新設、砂利を敷き、切土・盛土等することなく整地のみ行い、草対策等のため透水性のある防草シートを全面に施行します。  
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                    ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長                 申請地は、板東駅から北東へ約400mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
本事業は譲受人が太陽光発電設備設置、発電事業を行い、経済産業省の小売電気事業の登録を受けている別会社が発電した電気を買取り、四国電力送配電株式会社の送配電網を利用し売電を行う計画で、四国電力送配電株式会社との系統連系契約は、令和6年7月に成立しております。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                    それでは申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

大西会長                    無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
  
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
事務局より、申請内容の説明をお願いします。

事務局係長                 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長                    次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員                    12番。本申請は里浦町と撫養町にまたがっていますが、代表して私が見

を述べます。

申請者は甘藷を生産する農家で、申請地は全て甘藷が栽培されています。  
今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』買受適格証明願についての審議に入ります。  
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長               <4. 買受適格証明願について     1件>  
                                  ・申請番号1について申請内容説明

大西会長                   次に、地元委員さんからのご意見ををお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

事務局係長               地元委員から欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。  
申請人は徳島市で1.6haほどの所有地で、プロッコリーと水稻を栽培しています。申請人は会社役員をしており、耕作については一部作業委託で行っています。  
今回の申請は、耕作を目的に、不動産公売に参加するための申請です。購入後は地域の農業経験者に植え付けなどの一部作業を委託し、甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、証明書を交付しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局係長               <5. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>  
                                  利用権設定（農地中間管理機構）     5件

大西会長 ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いします。

質問・ご意見等は無いようですので、採決いたします。  
『議案第5号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第5号』については原案どおり承認といたします。

次に、『議案第6号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <6. 報告事項 14件>

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (賃貸借解約)	1件
⑤ 使用貸借解約について	1件
⑥ 非農地証明願について	4件
⑦ 地目照会について	1件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これもちまして令和6年9月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時41分  
令和6年9月30日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 中井 弘

議事録署名者 西川 美鈴